

## 大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大地震時における木造の店舗、事務所等の建築物（以下「木造店舗等」という。）の倒壊等による被害を軽減するため、木造店舗等の耐震診断を実施する所有者等に対し交付する大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大分県木造建築耐震診断士等 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士（一級建築士又は二級建築士に限る。）で、平成28年度以後において大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し、大分県建築物総合防災推進協議会に登録したものその他当該者と同等以上の知識を有すると市長が認める者をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」に基づいて行う建築物の耐震性能に関する診断（精密診断法によるものに限る。）その他市長が適当であると認めるものをいう。ただし、第4条第1項の表に掲げる耐震診断支援事業（以下「耐震診断支援事業」という。）においては、大分県木造建築耐震診断士等が行ったものに限る。
- (3) 居室 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居

室をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす本市の区域内の木造店舗等の所有者等（国及び地方公共団体並びにそれらの機関を除く。）とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの（同日以前に着工された部分が2分の1未満のものを除く。）であること。
- (2) 居室を有し、かつ、居室の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。
- (3) 構造が次に掲げる工法以外の工法により建築されていること。

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

- (4) 地上階数が3以下であること。
  - (5) 大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱（平成20年4月16日施行）第3条第1項の住宅でないこと。
  - (6) 実施しようとする補助対象事業について、過去に、同一の事業を実施していないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者ではない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2

号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助の上限は、次のとおりとする。ただし、本市の他の制度又は国、県その他の機関の制度により補助の対象となる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

| 補助対象事業   | 補助対象経費                                            | 補助金の額                                       |
|----------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 耐震診断支援事業 | 補助対象者が大分県木造建築耐震診断士等の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費 | 補助対象経費の額とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。 |

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る委託契約を締結する前に、大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 木造店舗等の所有者及び建築年月が記載された官公署の発行した書類の写し
- (2) 木造店舗等の位置図
- (3) 木造店舗等の平面図（木造店舗等の形状及び延べ床面積を確認することができるものに限る。）
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、不適当であると認めたときは大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更の内容等を記載した書面に第5条各号に掲げる書類（変更に係る書類に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減又は補助金の額に変更が生じるものであるときは、大分市木造店舗等耐震化促進事業変更申請書（様式第4号）に第5条各号に掲げる書類（変更に係る書類に限る。）を添えて、資料に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助事業の取りやめ)

第8条 補助事業者は、補助事業を取りやめようとするときは、あらかじめ、大分市木造店舗等耐震化促進事業取りやめ届出書（様式第6号）を市長に提出しなけ

ればならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市木造店舗等耐震化促進事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月31日（やむを得ない事情があると市長が認める場合は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 診断表の写し

(2) 領収書の写しその他の耐震診断に要した費用が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、その旨を補助業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、

既に補助金が交付されているときは、市長はその返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 第8条の規定による届出があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市木造店舗等耐震化総合支援事業補助金交付要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市木造店舗等耐震化総合支援事業補助金交付要綱に規定する様式 of 用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表 (第 4 条関係)

| 木造店舗等の区分 |                                                   | 補助限度額                                                                  |
|----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| I        | 延べ床面積が 1 0 0 m <sup>2</sup> 未満であるもの               | 9 0, 0 0 0 円又は延べ床面積 1 m <sup>2</sup> につき 3, 6 7 0 円を乗じて得た額のうちいずれか低い方の額 |
| II       | 延べ床面積が 1 0 0 m <sup>2</sup> 以上であり、かつ、建築当時の図面があるもの | 9 5, 0 0 0 円                                                           |
| III      | 延べ床面積が 1 0 0 m <sup>2</sup> 以上であり、かつ、建築当時の図面がないもの | 1 1 0, 0 0 0 円                                                         |